

何卒、調査の趣旨をご理解いただき、この新たな取り組みへのご協力を賜りますようお願い申し上げます。

奈良県立医科大学健康政策医学講座 教授
今村 知明
国立感染症研究所感染症情報センター センター長 岡部 信彦

- ・ 症候群サーベイランスは登録された方にメールを通じて国立感染症研究所感染症情報センターに設置したWebアンケートシステムにご回答いただくことで実施する。
- ・ モニター回答者に対しては、解析結果のフィードバックを行うことで、協力への謝礼とする。

D. 考察

- ・ 回答モニターの協力意向については、各実施回で50%前後の回答率を維持し、症候群サーベイランスに対する一般市民からの高い協力意向を確認できた。
- ・ 有症者率については、別の研究（『通信連絡機器を活用した健康危機情報をより迅速に収集する体制の構築及びその情報の分析評価に関する研究』（研究代表者：今村知明））で同期間・同地域において実施していた、家庭用PCを通じたサーベイランスによって判明した有症世帯率平均19%、最高29%、最低12%（注：有症者が一人でもいる世帯の割合を示すため、有症者率より高い値を示す）と比べても、概ね妥当な水準であることが確認された。

E. 結論

- ・ 携帯電話を活用した症候群サーベイランスについて、自動による集計・解析システムを構築できた。

F. 健康危険情報

特になし

G. 論文発表

特になし

H. 知的財産権の出願・登録状況

(予定を含む)

特になし

A. 研究目的.....	1
B. 研究方法.....	1
1. 症候群サーベイランス集計・分析システムの構築.....	2
2. 食品の市販後調査（PMM）実施方策の検討.....	2
C. 結果.....	2
1. 症候群サーベイランス集計・分析システムの構築.....	2
2. 食品の市販後調査（PMM）実施方策の検討.....	3
D. 考察.....	4
E. 結論.....	4
F. 健康危険情報.....	4
G. 論文発表.....	4
H. 知的財産権の出願・登録状況.....	4

8. 研究成果の刊行に関する一覧表

書籍

著者	タイトル	発行元	ISBN	総頁数	発行日
今村 知明（編・著） 高谷 幸 山本 茂貴 大野 勉 神奈川 芳行 赤羽 学 長谷川 専 山口 健太郎 池田 佳代子	食品テロにどう備えるか？ ー食品防御の今とチェック リスト	日本生活協同 組合連合会出 版部	978-4-87 332-277- 3	211	2008年 10月 20日

9. 研究成果の刊行物・別刷

添付資料参照

ISBN978-4-87332-277-3

C3036 W2500E

定価 (本体2,500円+税)



9784873322773

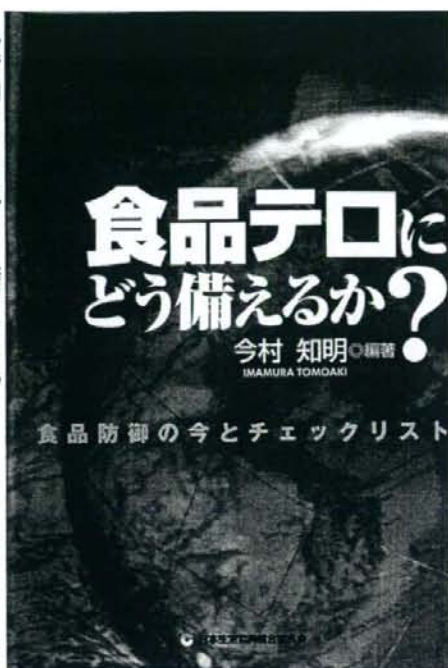


1923036025009

食品テロに どう備えるか?

発行元
日本生活協同組合連合会出版部
発売元
コープ出版部

食品テロにどう備えるか?
今村 知明◎編著



食品テロに どう備えるか?

今村 知明◎編著
IMAMURA TOMOAKI

食品防御の今とチェックリスト

【書籍「食品テロにどう備えるか? —食品防御の今とチェックリスト」】

食品テロにどう備えるか?

食品防御の今とチェックリスト

発行元：
日本生活協同組合連合会出版部
発行日：
2008年10月20日
ISBN：
978-4-87332-277-3
定価：
本体 2,500円+税
寸法：
21×14.8×1.8cm
単行本：
211ページ

食品テロにどう備えるか?

食品防御の今とチェックリスト

【発行日】2008年10月20日 紙装1冊

【発行元】

【編著者】今村知明

【発行所】

【発行元】日本生活協同組合連合会出版部
〒114-8513 東京都豊島区池袋9-20-4 コープタワー
TEL: 03-5776-8100

【発行元】コープ出版部(株)
〒114-8513 東京都豊島区池袋9-20-4 コープタワー
TEL: 03-5776-8100
www.copu-book.jp

【発行所】東京堂印刷

【印刷】

Printed in Japan
*この冊子の印刷は「環境にやさしい印刷」により行われ、環境にやさしい印刷です。
ISBN 978-4-87332-277-3

【表紙】

【奥付】

參考資料

表 1 生物テロに用いられる可能性の高い病原体等（厚生労働省）

病原体等	特徴
炭疽症	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染部位により、肺炭疽、皮膚炭疽、腸炭疽の3種類に分けられる。 ・ 通常 90%以上が皮膚炭疽であり、皮膚に付着した芽胞が皮膚の傷から進入して起こる。 ・ 腸炭疽は感染した動物の肉を十分に調理せずに接触した場合に感染するが、稀である。 ・ 肺炭疽は芽胞を吸入した場合に起こる。ヒトでは稀である。多くは1～7日程度の潜伏期の後、感冒様症状で発病するが、数日後、突然症状が悪化し、呼吸困難、チアノーゼ、痙攣が起こり最終的に死に至る。無治療では90%以上の致死率である。 ・ 炭疽菌は1950-60年代米国で兵器化されており、その他イラクや旧ソ連でも保有されていた。 ・ 炭疽菌は培養が容易で、その芽胞は日光や熱、消毒剤に非常に強い。
天然痘	<ul style="list-style-type: none"> ・ 7～17日の潜伏期の後、倦怠感、発熱、頭痛といった前駆症状にて発病し、2～3日後に特徴的な発疹が出現する。 ・ ヒトからヒトへ飛沫感染する。 ・ ワクチンが極めて有効であり1980年にWHOが撲滅宣言を出した。 ・ その後も研究用として米国、旧ソ連で保存されていた。
ペスト	<ul style="list-style-type: none"> ・ ヒトペストの80-90%は腺ペストであり、ペスト菌に感染したネズミなどに吸着したノミによる刺咬後に発病する。 ・ 生物剤として散布された場合は肺ペストの可能性が高い。 ・ 肺ペストの場合、ヒトからヒトへ飛沫感染する。 ・ 病原体を吸入後、1～6日の潜伏期を経て高熱、頭痛、咳、血痰などの症状が急激に発症する。 ・ 無治療であるとほぼ100%が死亡するが、早期からの抗生物質による治療が有効である。 ・ 米国及び旧ソ連において、以前兵器化が進められていた。
ボツリヌス症	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボツリヌス菌毒素により起こる。ボツリヌス症には食餌性ボツリヌス症、乳児ボツリヌス症、創傷ボツリヌス症がある。食餌性ボツリヌス症は一般に食中毒として知られている。 ・ 生物剤として考えた場合、空气中に散布することによって直接的に感染させる方法のほか、水・食料に混入することで、これらの供給を妨害する目的も考えられる。 ・ 毒素を吸入した場合、食餌性ボツリヌス小児類似した症状を呈するが、一般的に経口摂取した場合より潜伏期間は延長する。 ・ ボツリヌス毒素に対する高血清の早期投与が第一選択となる。しかし、呼吸管理を含む対症療法も有効である。この方法が進歩した今日では、致死率は5%以下となっている。 ・ ボツリヌス毒素が非常に強い毒性を持つものであるが、安定性は低い。

(出典：

厚生労働省ホームページ「生物兵器テロの高い感染症について」(平成13年10月15日))

表 2 感染症法による分類

(1) 疾病

分類	対象疾病
一類	<ul style="list-style-type: none"> ・ エボラ出血熱 ・ クリミア・コンゴ出血熱 ・ 痘そう ・ 南米出血熱 ・ ペスト ・ マールブルグ病 ・ ラッサ熱
二類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 急性灰白髄炎 ・ 結核 ・ ジフテリア ・ 重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る)
三類	<ul style="list-style-type: none"> ・ コレラ ・ 細菌性赤痢 ・ 腸管出血性大腸菌感染症 ・ 腸チフス ・ パラチフス
四類	<ul style="list-style-type: none"> ・ E 型肝炎 ・ A 型肝炎 ・ 黄熱 ・ Q 熱 ・ 狂犬病 ・ 炭疽 ・ 鳥インフルエンザ ・ ボツリヌス症 ・ マラリア ・ 野兎病 ・ その他政令で定めるもの
五類	<ul style="list-style-type: none"> ・ インフルエンザ(鳥インフルエンザを除く) ・ ウイルス性肝炎(A,E 型以外) ・ クリプトスポリジウム症 ・ 後天性免疫不全症候群 ・ 性器クラミジア感染症 ・ 梅毒 ・ 麻しん ・ メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症 ・ その他厚生労働省令で定めるもの
指定感染症	既に知られている感染性の疾病(一類感染症、二類感染症及び三類感染症を除く。)であって、本法律第三章(「感染症に関する情報の収集及び公表」)から第六章(「医療」)、までの規程の全部または一部を準用しなければ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるもの。

(出典：「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案」、平成 18 年 12 月 1 日参議院本会議可決)

(2) 特定病原体等

分類	管理の概要*	対象病原体等
一種病原体等	<p>所持等の禁止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国または政令で定める法人のみ所持（施設を特定）、輸入、譲渡し及び譲受が可能 ・ 運搬の届出 ・ 発散行為の処罰 	<ul style="list-style-type: none"> ・ アレナウイルス属ガナリトウイルス、サビアウイルス、フニンウイルス、マチュポウイルス及びラッサウイルス ・ エボラウイルス属アイボリーコーストエボラウイルス、ザイールウイルス、スーダンエボラウイルス及びレストンエボラウイルス ・ オルソポックスウイルス属パリオラウイルス（別名痘そうウイルス） ・ ナイロウイルス属クリミア・コンゴヘモラジックフィバーウイルス（別名クリミア・コンゴ出血熱ウイルス） ・ マールブルグウイルス属レイクビクトリアマールブルグウイルス ・ 以上のほか、以上に掲げるものと同程度に病原性を有し、国民の生命及び健康に極めて重大な影響を与える恐れがある病原体として政令で定めるもの
二種病原体等	<p>所持等の許可</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 試験研究等の目的で、厚生労働大臣の許可を受けた場合に、所持、輸入、譲渡し及び譲り受けが可能 ・ 運搬の届出 	<ul style="list-style-type: none"> ・ エルシニア属ペスティス（別名ペスト菌） ・ クロストリジウム属ボツリヌム（別名ボツリヌス菌） ・ コロナウイルス属 SARS コロナウイルス ・ バシラス属アントラシス（別名炭疽菌） ・ フランシセラ属ツラレンシス種（別名野兎病菌）亜種ツラレンシス及びホルアークティカ ・ ボツリヌス毒素（人工合成毒素であって、その構造式がボツリヌス毒素の構造式と同一であるものを含む。） ・ 以上のほか、以上に掲げるものと同程度に病原性を有し、国民の生命及び健康に極めて重大な影響を与える恐れがある病原体として政令で定めるもの
三種病原体等	<p>所持等の届出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 病原体等の種類等について厚生労働大臣へ事後届出 ・ 運搬の届出 	<ul style="list-style-type: none"> ・ コクシエラ属パーネッティイ ・ マイコバクテリウム属ツベルクローシス（別名結核菌）（イソニコチン酸ヒドラジド及びリファンピシンに対し耐性を有するものに限る。） ・ リッサウイルス属レイビーズウイルス（別名狂犬病ウイルス） ・ 以上のほか、以上に掲げるものと同程度に病原性を有し、国民の生命及び健康に極めて重大な影響を与える恐れがある病原体として政令で定めるもの <p>以下、政令で定めるもの*</p>

分類	管理の概要*	対象病原体等
		コクシジオイデス真菌、サル痘ウイルス、腎症候性出血熱ウイルス、西部馬脳炎ウイルス、ダニ媒介性脳炎ウイルス、東部馬脳炎ウイルス、ニパウイルス、日本紅斑熱リケッチア、発しんちフスリケッチア、ハンタウイルス肺症候群ウイルス、Bウイルス、鼻疽菌、ブルセラ属菌、ペネズエラ馬脳炎ウイルス、ヘンドラウイルス、リフトバレーウイルス、類鼻疽菌、ロッキー山紅斑熱リケッチア
四種病原体等	基準の遵守	<ul style="list-style-type: none"> ・ インフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルス(血清亜型が H2N2、H5N1 または H7N7 である物に限る。) ・ エシェリヒア属コリー (別名大腸菌) (腸管出血性大腸菌に限る。) ・ エンテロウイルス属ポリオウイルス ・ クリプトポリジウム属パルバム (遺伝子型が一型又は二型であるものに限る。) ・ サルモネラ属エンテリカ (血清亜型がタイフィまたはパラタイフィ A であるものに限る。) ・ 志賀毒素 (人工合成毒素であって、その構造式が志賀毒素の構造式と同一である物を含む。) ・ シゲラ属 (別名赤痢菌) ソンネイ、ディゼンテリエ、フレキシネリー及びボイデイ ・ ビブリオ属コレラ (別名コレラ菌) (血清型が O- または O-139 であるものに限る。) ・ フラビウイルス属イエローフィーバーウイルス (別名黄熱ウイルス) ・ マイクロバクテリウム属ツベルクローシス (三種病原体等に掲げる病原体を除く) ・ 以上のほか、以上に掲げるものと同程度に病原性を有し、国民の生命及び健康に極めて重大な影響を与える恐れがある病原体として政令で定めるもの <p>以下、政令で定めるもの※ ウエストナイルウイルス、オウム病クラミジア、デングウイルス、日本脳炎ウイルス</p>

(出典：

無印：「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案」、平成 18 年 12 月 1 日参議院本会議可決)

※：厚生労働省ホームページ「感染症法に基づく特定病原体等の管理規制について」
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou17/03.html>)

表3 生物テロに用いられる可能性の高い病原体等 (CDC)

カテゴリー	特徴	病原体等
カテゴリーA	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒト・ヒト感染 (高感染率) 	<ul style="list-style-type: none"> ・炭疽 ・ボツリヌス ・ペスト ・天然痘 ・野兔病 ・ウイルス性出血熱 (フィロウイルス [e.g., エボラ出血熱, マールブルグ熱], アレナウイルス [e.g., ラッサ熱, ボリビア出血熱 (マチュポ菌)])
カテゴリーB	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒト・ヒト感染 (中感染率) ・中感染率/高致死率 ・サーベイランスを強化する必要性がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・ブルセラ病 (ブルセラ菌) ・食の安全を脅かすもの (e.g. サルモネラ, 腸管出血性大腸菌 O157:H7, 赤痢) ・鼻疽 (鼻疽菌) ・類鼻疽 (類鼻疽菌) ・オウム病 (オウム病クラミジア) ・Q熱 (コクシエラ・パーネッティ (リケッチア属の菌)) ・リシン ・ブドウ球菌腸毒素 B ・チフス熱 (発疹チフスリケッチア菌) ・ウイルス性脳炎 (アルファウイルス [e.g., ベネズエラ馬脳炎, 頭部馬脳炎, 西部馬脳炎]) ・水の安全を脅かすもの (e.g., ビブリオ・コレラ, クリプトスポリジウム (原虫))
カテゴリーC	<ul style="list-style-type: none"> ・新興感染症 ・入手が容易 ・生産と散布が容易 ・感染率、致死率共に高い 	<ul style="list-style-type: none"> ニパウイルスやハンタウイルスなどの新興感染症

(出典: CDC ホームページ <http://www.bt.cdc.gov/agent/agentlist/category.asp>)

1. 毒物及び劇物取締法

表1 各分類に分類される具体的な物質

i. 毒物

1	エチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト(別名 EPN)
2	黄燐
3	オクタクロルテトラヒドロメタノフタラン
4	オクタメチルピロホスホルアミド(別名シユラーダン)
5	クラレー
6	四アルキル鉛
7	シアン化水素
8	シアン化ナトリウム
9	ジエチルパラニトロフェニルチオホスフエイト(別名パラチオン)
10	ジニトロクレゾール
11	2,4-ジニトロ-6-(1-メチルプロピル)-フェノール
12	ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフエイト(別名メチルジメトン)
13	ジメチル-(ジエチルアミド-1-クロルクロトニル)-ホスフエイト
14	ジメチルパラニトロフェニルチオホスフエイト(別名メチルパラチオン)
15	水銀
16	セレン
17	チオセミカルバジド
18	テトラエチルピロホスフエイト(別名 TEPP)
19	ニコチン
20	ニツケルカルボニル
21	砒素
22	弗化水素
23	ヘキサクロルエポキシオクタヒドロエンドエンドジメタノナフタリン(別エンドリン)
24	ヘキサクロルヘキサヒドロメタノベンゾジオキサチエピンオキサイド
25	モノフルオール酢酸
26	モノフルオール酢酸アミド
27	硫化燐
28	前各号に掲げる物のほか、前各号に掲げる物を含有する製剤その他の毒性を有する物であつて政令で定めるもの

(政令で定めるもの)

1	アジ化ナトリウム及びこれを含有する製剤。ただし、アジ化ナトリウム 0.1%以下を含有するものを除く。
1の2	3-アミノ-1-プロペン及びこれを含有する製剤
1の3	アリルアルコール及びこれを含有する製剤
1の4	アルカノールアンモニウム-2,4-ジニトロ-6-(1-メチルプロピル)-フェノラート及びこれを含有する製剤。ただし、トリエタノールアンモニウム-2,4-ジニトロ-6-(1-メチルプロピル)-フェノラート及びこれを含有する製剤を除く。
1の5	O-エチル-O-(2-イソプロポキシカルボニルフェニル)-N-イソプロピルチオホスホルアミド(別名イソフェンホス)及びこれを含有する製剤。ただし、O-エチル-O-(2-イソ

	プロポキシカルボニルフェニル)・N-イソプロピルチオホスホルアミド 5%以下を含有するものを除く。
1の6	O-エチル=S,S-ジプロピル=ホスホロジチオアート (別名エトプロホス) 及びこれを含有する製剤。ただし、O-エチル=S,S-ジプロピル=ホスホロジチオアート 5%以下を含有するものを除く。
2	エチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト (別名 EPN) を含有する製剤。ただし、エチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト 1.5%以下を含有するものを除く。
2の2	N-エチル・メチル・(2-クロル・4-メチルメルカプトフェニル)・チオホスホルアミド及びこれを含有する製剤
2の3	塩化ホスホリル及びこれを含有する製剤
3	黄燐を含有する製剤
4	オクタクロルテトラヒドロメタノフタランを含有する製剤
5	オクタメチルピロホスホルアミド (別名シュラーダン) を含有する製剤
6	クラレーを含有する製剤
6の2	クロロアセトアルデヒド及びこれを含有する製剤
6の3	五塩化燐及びこれを含有する製剤
6の4	三塩化硼素及びこれを含有する製剤
6の5	三塩化燐及びこれを含有する製剤
6の6	三弗化硼素及びこれを含有する製剤
6の7	三弗化燐及びこれを含有する製剤
6の8	ジアセトキシプロペン及びこれを含有する製剤
7	四アルキル鉛を含有する製剤
	無機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
8	イ 紺青及びこれを含有する製剤
	ロ フェリシアン塩及びこれを含有する製剤
	ハ フェロシアン塩及びこれを含有する製剤
9	ジエチル・S-(エチルチオエチル)・ジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、ジエチル・S-(エチルチオエチル)・ジチオホスフェイト 5%以下を含有するものを除く。
9の2	ジエチル・S-(2-クロル・1-フタルイミドエチル)・ジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤
9の3	ジエチル・(1,3-ジチオシクロペンチリデン)・チオホスホルアミド及びこれを含有する製剤。ただし、ジエチル・(1,3-ジチオシクロペンチリデン)・チオホスホルアミド 5%以下を含有するものを除く。
9の4	ジエチルパラジメチルアミノスルホニルフェニルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤
10	ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト (別名パラチオン) を含有する製剤
10の2	ジエチル・4-メチルスルフィニルフェニル・チオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、ジエチル・4-メチルスルフィニルフェニル・チオホスフェイト 3%以下を含有するものを除く。
11	ジニトロクレゾールを含有する製剤
12	ジニトロクレゾール塩類及びこれを含有する製剤
12の2	ジニトロフェノール及びこれを含有する製剤
13	2,4-ジニトロ-6-(1-メチルプロピル)・フェノールを含有する製剤。ただし、2,4-ジニトロ-6-(1-メチルプロピル)・フェノール 2%以下を含有するものを除く。
13の2	2-ジフェニルアセチル-1,3-インダンジオン及びこれを含有する製剤。ただし、2-ジフェニルアセチル-1,3-インダンジオン 0.005%以下を含有するものを除く。

13の3	四弗化硫黄及びこれを含有する製剤
13の4	ジボラン及びこれを含有する製剤
13の5	ジメチル・(イソプロピルチオエチル)・ジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、ジメチル・(イソプロピルチオエチル)・ジチオホスフェイト 4%以下を含有するものを除く。
14	ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト (別名メチルジメトン) を含有する製剤
15	ジメチル・(ジエチルアミド・1・クロロクロトニル)・ホスフェイトを含有する製剤
15の2	1,1'-ジメチル・4,4'-ジピリジニウムヒドロキシド、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤
16	ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト (別名メチルパラチオン) を含有する製剤
16の2	2,2'-ジメチル・1,3'-ベンゾジオキソール・4-イル・N-メチルカルバマート (別名ベンダイオカルブ) 及びこれを含有する製剤。ただし、2,2'-ジメチル・1,3'-ベンゾジオキソール・4-イル・N-メチルカルバマート 5%以下を含有するものを除く。
17	水銀化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
	イ アミノ塩化第二水銀及びこれを含有する製剤
	ロ 塩化第一水銀及びこれを含有する製剤
	ハ オレイン酸水銀及びこれを含有する製剤
	ニ 酸化水銀 5%以下を含有する製剤
	ホ 沃化第一水銀及びこれを含有する製剤
	ヘ 雷酸第二水銀及びこれを含有する製剤
ト 硫化第二水銀及びこれを含有する製剤	
17の2	ストリキニーネ、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤
18	セレン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
	イ 亜セレン酸ナトリウム 0.00011%以下を含有する製剤
	ロ セレン酸ナトリウム 0.00012%以下を含有する製剤
19	テトラエチルピロホスフェイト (別名 TEPP) を含有する製剤
19の2	2,3,5,6-テトラフルオロ・4-メチルベンジル=(Z)-(1RS,3RS)-3-(2-クロロ・3,3,3-トリフルオロ・1-プロペニル)-2,2'-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート (別名テフルトリン) 及びこれを含有する製剤。ただし、2,3,5,6-テトラフルオロ・4-メチルベンジル=(Z)-(1RS,3RS)-3-(2-クロロ・3,3,3-トリフルオロ・1-プロペニル)-2,2'-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート 0.5%以下を含有するものを除く。
19の3	ナラシン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、ナラシンとして 10%以下を含有するものを除く。
20	ニコチンを含有する製剤
21	ニコチン塩類及びこれを含有する製剤
22	ニッケルカルボニルを含有する製剤
22の2	S,S'-ビス(1-メチルプロピル)=O・エチル=ホスホロジチオアート(別名カズサホス)及びこれを含有する製剤。ただし、S,S'-ビス(1-メチルプロピル)=O・エチル=ホスホロジチオアート 10%以下を含有するものを除く。
23	砒素化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
	イ 砒化インジウム及びこれを含有する製剤
	ロ 砒化ガリウム及びこれを含有する製剤
	ハ メタンアルソン酸カルシウム及びこれを含有する製剤
	ニ メタンアルソン酸鉄及びこれを含有する製剤
23の2	ヒドラジン
23の3	ブチル=2,3'-ジヒドロ・2,2'-ジメチルベンゾフラン・7-イル=N,N'-ジメチル・N,N'-チオジ

	カルバマート (別名フラチオカルブ) 及びこれを含有する製剤。ただし、ブチル=2,3-ジヒドロ-2,2-ジメチルベンゾフラン-7-イル=N,N'-ジメチル-N,N'-チオジカルバマート 5%以下を含有するものを除く。
24	弗化水素を含有する製剤
24 の 2	弗化スルフリル及びこれを含有する製剤
24 の 3	フルオロスルホン酸及びこれを含有する製剤
24 の 4	7-プロモ-6-クロロ-3-[3-[(2R,3S)-3-ヒドロキシ-2-ピペリジル]-2-オキソプロピル]-4(3H)-キナゾリノン、7-プロモ-6-クロロ-3-[3-[(2S,3R)-3-ヒドロキシ-2-ピペリジル]-2-オキソプロピル]-4(3H)-キナゾリノン及びこれらの塩類並びにこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、スチレン及びジビニルベンゼンの共重合物のスルホン化物の 7-プロモ-6-クロロ-3-[3-[(2R,3S)-3-ヒドロキシ-2-ピペリジル]-2-オキソプロピル]-4(3H)-キナゾリノンと 7-プロモ-6-クロロ-3-[3-[(2S,3R)-3-ヒドロキシ-2-ピペリジル]-2-オキソプロピル]-4(3H)-キナゾリノンとのラセミ体とカルシウムとの混合塩 (7-プロモ-6-クロロ-3-[3-[(2R,3S)-3-ヒドロキシ-2-ピペリジル]-2-オキソプロピル]-4(3H)-キナゾリノンと 7-プロモ-6-クロロ-3-[3-[(2S,3R)-3-ヒドロキシ-2-ピペリジル]-2-オキソプロピル]-4(3H)-キナゾリノンとのラセミ体として 7.2%以下を含有するものに限る。) 及びこれを含有する製剤を除く。
25	ヘキサクロルエポキシオクタヒドロエンドエンドジメタノナフタリン (別名エンドリン) を含有する製剤
26	ヘキサクロルヘキサヒドロメタノベンゾジオキサチエピンオキサイドを含有する製剤
26 の 2	ヘキサクロロシクロペンタジエン及びこれを含有する製剤
26 の 3	ベンゼンチオール及びこれを含有する製剤
26 の 4	ホスゲン及びこれを含有する製剤
26 の 5	メチルシクロヘキシル-4-クロルフェニルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、メチルシクロヘキシル-4-クロルフェニルチオホスフェイト 1.5%以下を含有するものを除く。
26 の 6	メチル-N,N'-ジメチル-N-[(メチルカルバモイル)オキシ]-1-チオオキサミド及びこれを含有する製剤。ただし、メチル-N,N'-ジメチル-N-[(メチルカルバモイル)オキシ]-1-チオオキサミド 0.8%以下を含有するものを除く。
26 の 7	メチルホスホン酸ジクロリド
26 の 8	メチルメルカプタン及びこれを含有する製剤
26 の 9	メチレンビス(1-チオセミカルバジド)及びこれを含有する製剤。ただし、メチレンビス(1-チオセミカルバジド)2%以下を含有するものを除く。
27	モノフルオール酢酸塩類及びこれを含有する製剤
28	モノフルオール酢酸アミドを含有する製剤
29	燐化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤
30	燐化水素及びこれを含有する製剤
31	六弗化タングステン及びこれを含有する製剤

ii. 劇物

1	アクリルニトリル
2	アクロレイン
3	アニリン
4	アンモニア
5	2-イソプロピル-4-メチルピリミジル-6-ジエチルチオホスフェイト(別名ダイアジノン)
6	エチル-N-(ジエチルジチオホスホリールアセチル)-N-メチルカルバマート
7	エチレンクロルヒドリン
8	塩化水素

9	塩化第一水銀
10	過酸化水素
11	過酸化ナトリウム
12	過酸化尿素
13	カリウム
14	カリウムナトリウム合金
15	クレゾール
16	クロルエチル
17	クロルスルホン酸
18	クロルピクリン
19	クロルメチル
20	クロロホルム
21	硅弗化水素酸
22	シアン酸ナトリウム
23	ジエチル・4・クロルフエニルメルカプトメチルジチオホスフェイト
24	ジエチル・(2,4・ジクロルフエニル)・チオホスフェイト
25	ジエチル・2,5・ジクロルフエニルメルカプトメチルジチオホスフェイト
26	四塩化炭素
27	シクロヘキシミド
28	ジクロル酢酸
29	ジクロルブチン
30	2,3・ジ・(ジエチルジチオホスホロ)・パラジオキサン
31	2,4・ジニトロ・6・シクロヘキシルフェノール
32	2,4・ジニトロ・6・(1・メチルプロピル)・フェニルアセテート
33	2,4・ジニトロ・6・メチルプロピルフェノールジメチルアクリレート
34	2,2'・ジピリジリウム・1, 1'・エチレンジプロミド
35	1,2・ジブロムエタン(別名 EDB)
36	ジブロムクロルプロパン(別名 DBCP)
37	3,5・ジブロム・4・ヒドロキシ・4'・ニトロアゾベンゼン
38	ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホスフェイト
39	ジメチルエチルメルカプトエチルジチオホスフェイト(別名チオメトン)
40	ジメチル・2,2・ジクロルビニルホスフェイト(別名 DDVP)
41	ジメチルジチオホスホリルフェニル酢酸エチル
42	ジメチルジブロムジクロルエチルホスフェイト
43	ジメチルフタリルイミドメチルジチオホスフェイト
44	ジメチルメチルカルバミルエチルチオエチルチオホスフェイト
45	ジメチル・(N・メチルカルバミルメチル)・ジチオホスフェイト(別名ジメトエート)
46	ジメチル・4・メチルメルカプト・3・メチルフェニルチオホスフェイト
47	ジメチル硫酸
48	重クロム酸
49	蔞酸
50	臭素
51	硝酸
52	硝酸タリウム
53	水酸化カリウム
54	水酸化ナトリウム
55	スルホナール
56	テトラエチルメチレンビスジチオホスフェイト

57	トリエタノールアンモニウム・2,4-ジニトロ・6-(1-メチルプロピル)・フェノラート
58	トリクロル酢酸
59	トリクロルヒドロキシエチルジメチルホスホネイト
60	トリチオシクロヘプタジエン・3,4,6,7-テトラニトリル
61	トルイジン
62	ナトリウム
63	ニトロベンゼン
64	二硫化炭素
65	発煙硫酸
66	パラトルイレンジアミン
67	パラフェニレンジアミン
68	ピクリン酸。ただし、爆発薬を除く。
69	ヒドロキシルアミン
70	フェノール
71	プラスチックサイジン S
72	ブロムエチル
73	ブロム水素
74	ブロムメチル
75	ヘキサクロルエポキシオクタヒドロエンドエキソジメタノナフタリン(別名デイルドリ ン)
76	1,2,3,4,5,6-ヘキサクロルシクロヘキサン(別名リンデン)
77	ヘキサクロルヘキサヒドロジメタノナフタリン(別名アルドリン)
78	ベタナフトール
79	1,4,5,6,7-ペンタクロル-3a,4,7,7a-テトラヒドロ・4,7-(8,8-ジクロルメタノ)-インデン(別 名ヘプタクロール)
80	ペンタクロルフェノール(別名 PCP)
81	ホルムアルデヒド
82	無水クロム酸
83	メタノール
84	メチルスルホナール
85	N-メチル-1-ナフチルカルバメート
86	モノクロル酢酸
87	沃化水素
88	沃素
89	硫酸
90	硫酸タリウム
91	燐化亜鉛
92	ロダン酢酸エチル
93	ロテノン
94	前各号に掲げる物のほか、前各号に掲げる物を含む製剤その他の劇性を有する物 であって政令で定めるもの

(政令で定めるもの)

1	無機亜鉛塩類。ただし、次に掲げるものを除く。
	イ 炭酸亜鉛
	ロ 雷酸亜鉛
	ハ 六水酸化錳亜鉛

1の2	亜塩素酸ナトリウム及びこれを含有する製剤。ただし、亜塩素酸ナトリウム 25%以下を含有するもの及び爆発薬を除く。
1の3	アクリルアミド及びこれを含有する製剤
1の4	アクリル酸及びこれを含有する製剤。ただし、アクリル酸 10%以下を含有するものを除く。
2	亜硝酸塩類
2の2	亜硝酸メチル及びこれを含有する製剤
3	アセチレンジカルボン酸アミド及びこれを含有する製剤
4	アニリン塩類
4の2	2-アミノエタノール及びこれを含有する製剤。ただし、2-アミノエタノール 20%以下を含有するものを除く。
4の3	L-2-アミノ-4-[(ヒドロキシ)(メチル)ホスフィノイル]ブチリル-L-アラニル-L-アラニン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、L-2-アミノ-4-[(ヒドロキシ)(メチル)ホスフィノイル]ブチリル-L-アラニル-L-アラニンとして 19%以下を含有するものを除く。
5	N-アルキルアニリン及びその塩類
6	N-アルキルトロイジン及びその塩類
	アンチモン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
	イ 4-アセトキシフェニルジメチルスルホニウムヘキサフルオロアンチモネート及びこれを含有する製剤
7	ロ アンチモン酸ナトリウム及びこれを含有する製剤
	ハ 酸化アンチモン(Ⅲ)を含有する製剤
	ニ 酸化アンチモン(V)及びこれを含有する製剤
	ホ 硫化アンチモン及びこれを含有する製剤
8	アンモニアを含有する製剤。ただし、アンモニア 10%以下を含有するものを除く。
9	2-イソプロピルオキシフェニル-N-メチルカルバメート及びこれを含有する製剤。ただし、2-イソプロピルオキシフェニル-N-メチルカルバメート 1%以下を含有するものを除く。
9の2	2-イソプロピルフェニル-N-メチルカルバメート及びこれを含有する製剤。ただし、2-イソプロピルフェニル-N-メチルカルバメート 1.5%以下を含有するものを除く。
10	2-イソプロピル-4-メチルピリミジル-6-ジエチルチオホスフェイト(別名ダイアジノン)を含有する製剤。ただし、2-イソプロピル-4-メチルピリミジル-6-ジエチルチオホスフェイト 3%(マイクロカプセル製剤にあつては、25%)以下を含有するものを除く。
10の2	一水素二弗化アンモニウム及びこれを含有する製剤。ただし、一水素二弗化アンモニウム 4%以下を含有するものを除く。
10の3	1,1'-イミノジ(オクタメチレン)ジグアニジン(別名イミノクタジン)、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。 イ 1,1'-イミノジ(オクタメチレン)ジグアニジンとして 3.5%以下を含有する製剤(ロに該当するものを除く。) ロ 1,1'-イミノジ(オクタメチレン)ジグアニジンアルキルベンゼンスルホン酸及びこれを含有する製剤
11	可溶性ウラン化合物及びこれを含有する製剤
11の2	O-エチル-O-(2-イソプロポキシカルボニルフェニル)-N-イソプロピルチオホスホルアミド(別名イソフェンホス) 5%以下を含有する製剤
11の3	N-エチル-O-(2-イソプロポキシカルボニル-1-メチルピニル)-O-メチルチオホスホルアミド(別名プロペタンホス)及びこれを含有する製剤。ただし、N-エチル-O-(2-イソプロポキシカルボニル-1-メチルピニル)-O-メチルチオホスホルアミド 1%以下を含有

	するものを除く。
12	エチル・N・(ジエチルジチオホスホリールアセチル)・N・メチルカルバメートを含む製剤
12の2	エチル=2-ジエトキシチオホスホリルオキシ-5-メチルピラゾロ[1,5-a]ピリミジン-6-カルボキシラート(別名ピラゾホス)及びこれを含む製剤
13	エチル=2-ジエトキシチオホスホリルオキシ-5-メチルピラゾロ[1,5-a]ピリミジン-6-カルボキシラート(別名ピラゾホス)及びこれを含む製剤
13の2	エチルジフェニルジチオホスフェイト及びこれを含む製剤。ただし、エチルジフェニルジチオホスフェイト2%以下を含むものを除く。
13の3	O-エチル=S,S-ジプロピル=ホスホロジチオアート(別名エトプロホス)5%以下を含む製剤。ただし、O-エチル=S,S-ジプロピル=ホスホロジチオアート3%以下を含む徐放性製剤を除く。
13の4	2-エチルチオメチルフェニル・N・メチルカルバメート(別名エチオフェンカルブ)及びこれを含む製剤。ただし、2-エチルチオメチルフェニル・N・メチルカルバメート2%以下を含むものを除く。
14	エチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト(別名 EPN) 1.5%以下を含む製剤
14の2	エチル=(Z)-3-[N-ベンジル・N-[[メチル(1-メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル)アミノ]チオ]アミノ]プロピオナート及びこれを含む製剤
14の3	O-エチル・O-4-メチルチオフェニル・S-プロピルジチオホスフェイト及びこれを含む製剤。ただし、O-エチル・O-4-メチルチオフェニル・S-プロピルジチオホスフェイト3%以下を含むものを除く。
14の4	O-エチル=S-1-メチルプロピル=(2-オキソ-3-チアゾリジニル)ホスホノチオアート(別名ホスチアゼート)及びこれを含む製剤。ただし、O-エチル=S-1-メチルプロピル=(2-オキソ-3-チアゾリジニル)ホスホノチオアート 1.5%以下を含むものを除く。
14の5	4-エチルメルカプトフェニル・N・メチルカルバメート及びこれを含む製剤
14の6	エチレンオキシド及びこれを含む製剤
15	エチレンクロロヒドリンを含む製剤
15の2	エピクロロヒドリン及びこれを含む製剤
15の3	エマメクチン、その塩類及びこれらのいずれかを含む製剤。ただし、エマメクチンとして2%以下を含むものを除く。
16	塩化水素を含む製剤。ただし、塩化水素10%以下を含むものを除く。
16の2	塩化水素と硫酸とを含む製剤。ただし、塩化水素と硫酸とを合わせて10%以下を含むものを除く。
17	塩化第一水銀を含む製剤
17の2	塩化チオニル及びこれを含む製剤
17の3	塩素
18	塩素酸塩類及びこれを含む製剤。ただし、爆発薬を除く。
18の2	(1R,2S,3R,4S)-7-オキサビシクロ[2,2,1]ヘプタン-2,3-ジカルボン酸(別名エンドタール)、その塩類及びこれらのいずれかを含む製剤。ただし、(1R,2S,3R,4S)-7-オキサビシクロ[2,2,1]ヘプタン-2,3-ジカルボン酸として1.5%以下を含むものを除く。
18の3	1,2,4,5,6,7,8,8-オクタクロロ-2,3,3a,4,7,7a-ヘキサヒドロ-4,7-メタノ-1H-インデン、1,2,3,4,5,6,7,8,8-ノナクロロ-2,3,3a,4,7,7a-ヘキサヒドロ-4,7-メタノ-1H-インデン、4,5,6,7,8,8-ヘキサクロロ-3a,4,7,7a-テトラヒドロ-4,7-メタノインデン、1,4,5,6,7,8,8-ヘプタクロロ-3a,4,7,7a-テトラヒドロ-4,7-メタノ-1H-インデン及びこれらの類縁化合物の混合物(別名クロルデン)並びにこれを含む製剤。ただし、1,2,4,5,6,7,8,8-オクタクロロ-2,3,3a,4,7,7a-ヘキサヒドロ-4,7-メタノ-1H-インデン、1,2,3,4,5,6,7,8,8-

	ノナクロロ・2,3,8a,4,7,7a-ヘキサヒドロ・4,7-メタノ・1H-インデン、4,5,6,7,8,8-ヘキサクロロ・3a,4,7,7a-テトラヒドロ・4,7-メタノインデン、1,4,5,6,7,8,8-ヘプタクロロ・3a,4,7,7a-テトラヒドロ・4,7-メタノ・1H-インデン及びこれらの類縁化合物の混合物6%以下を含有するものを除く。
19	過酸化水素を含有する製剤。ただし、過酸化水素6%以下を含有するものを除く。
20	過酸化ナトリウムを含有する製剤。ただし、過酸化ナトリウム5%以下を含有するものを除く。
21	過酸化尿素を含有する製剤。ただし、過酸化尿素17%以下を含有するものを除く。
22	カドミウム化合物
22の2	ぎ酸及びこれを含有する製剤。ただし、ぎ酸90%以下を含有するものを除く。
22の3	キシレン
22の4	キノリン及びこれを含有する製剤
23	無機金塩類。ただし、雷金を除く。
24	無機銀塩類。ただし、塩化銀及び雷酸銀を除く。
25	クレゾールを含有する製剤。ただし、クレゾール5%以下を含有するものを除く。
26	クロム酸塩類及びこれを含有する製剤。ただし、クロム酸鉛70%以下を含有するものを除く。
26の2	2-クロルエチルトリメチルアンモニウム塩類及びこれを含有する製剤
26の3	N-(3-クロル-4-クロルジフルオロメチルチオフェニル)-N',N'-ジメチルウレア及びこれを含有する製剤。ただし、N-(3-クロル-4-クロルジフルオロメチルチオフェニル)-N',N'-ジメチルウレア12%以下を含有するものを除く。
26の4	2-クロル-1-(2,4-ジクロルフェニル)ビニルエチルメチルホスフェイト及びこれを含有する製剤
26の5	2-クロル-1-(2,4-ジクロルフェニル)ビニルジメチルホスフェイト及びこれを含有する製剤
26の6	1-クロル-1,2-ジブロムエタン及びこれを含有する製剤
26の7	2-クロル-4,5-ジメチルフェニル-N-メチルカルバメート及びこれを含有する製剤
27	クロルピクリン含有する製剤
28	クロルメチル含有する製剤。ただし、容量300ミリリットル以下の容器に収められた殺虫剤であって、クロルメチル50%以下を含有するものを除く。
28の2	クロロアセチルクロライド及びこれを含有する製剤
28の3	2-クロロアニリン及びこれを含有する製剤
28の4	4-クロロ-3-エチル-1-メチル-N-[4-(パラトリルオキシ)ベンジル]ピラゾール-5-カルボキサミド及びこれを含有する製剤
28の5	5-クロロ-N-[2-[4-(2-エトキシエチル)-2,3-ジメチルフェノキシ]エチル]-6-エチルピリミジン-4-アミン(別名ピリミジフェン)及びこれを含有する製剤。ただし、5-クロロ-N-[2-[4-(2-エトキシエチル)-2,3-ジメチルフェノキシ]エチル]-6-エチルピリミジン-4-アミン4%以下を含有するものを除く。
28の6	クロロギ酸ノルマルプロピル及びこれを含有する製剤
28の7	クロロ酢酸エチル及びこれを含有する製剤
28の8	クロロ酢酸ナトリウム及びこれを含有する製剤
28の9	2-クロロニトロベンゼン及びこれを含有する製剤
28の10	トランス-N-(6-クロロ-3-ピリジルメチル)-N'-シアノ-N-メチルアセトアミジン(別名アセタミプリド)及びこれを含有する製剤。ただし、トランス-N-(6-クロロ-3-ピリジルメチル)-N'-シアノ-N-メチルアセトアミジン2%以下を含有するものを除く。
28の11	1-(6-クロロ-3-ピリジルメチル)-N-ニトロイミダゾリジン-2-イリデンアミン(別名イミダクロプリド)及びこれを含有する製剤。ただし、1-(6-クロロ-3-ピリジルメチル)-N-ニトロイミダゾリジン-2-イリデンアミン2%以下を含有するものを除く。

28 の 12	3-(6-クロロピリジン-3-イルメチル)-1,3-チアゾリジン-2-イリデンシアナミド (別名チアクロプリド) 及びこれを含有する製剤。ただし、3-(6-クロロピリジン-3-イルメチル)-1,3-チアゾリジン-2-イリデンシアナミド 3%以下を含有するものを除く。
28 の 13	(RS)-[O-1-(4-クロロフェニル)ピラゾール-4-イル=O-エチル=S-プロピル=ホスホロチオアート] (別名ピラクロホス) 及びこれを含有する製剤。ただし、(RS)-[O-1-(4-クロロフェニル)ピラゾール-4-イル=O-エチル=S-プロピル=ホスホロチオアート]6%以下を含有するものを除く。
28 の 14	クロロプレン及びこれを含有する製剤
29	珪弗化水素酸を含有する製剤
30	珪弗化水素酸塩類及びこれを含有する製剤
30 の 2	五酸化バナジウム (溶融した五酸化バナジウムを固形化したものを除く。) 及びこれを含有する製剤。ただし、五酸化バナジウム (溶融した五酸化バナジウムを固形化したものを除く。) 10% 以下を含有するものを除く。
30 の 3	酢酸エチル
30 の 4	酢酸タリウム及びこれを含有する製剤
30 の 5	サリノマイシン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、サリノマイシンとして1%以下を含有するものを除く。
30 の 6	三塩化チタン及びこれを含有する製剤
31	酸化水銀 5%以下を含有する製剤
31 の 2	4-ジアリルアミノ-3,5-ジメチルフェニル-N-メチルカルバメート及びこれを含有する製剤
32	有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
	(1) 5-アミノ-1-(2,6-ジクロロ-4-トリフルオロメチルフェニル)-4-エチルスルフィニル-1H-ピラゾール-3-カルボニトリル (別名エチプロール) 及びこれを含有する製剤
	(2) 5-アミノ-1-(2,6-ジクロロ-4-トリフルオロメチルフェニル)-3-シアノ-4-トリフルオロメチルスルフィニルピラゾール (別名フィプロニル) 1%(マイクロカプセル製剤にあつては、5%)以下を含有する製剤
	(3) 4-アルキル安息香酸シアノフェニル及びこれを含有する製剤
	(4) 4-アルキル-4"-シアノ-パラ-テルフェニル及びこれを含有する製剤
	(5) 4-アルキル-4'-シアノビフェニル及びこれを含有する製剤
	(6) 4-アルキル-4'-シアノフェニルシクロヘキサン及びこれを含有する製剤
	(7) 5-アルキル-2-(4-シアノフェニル)ピリミジン及びこれを含有する製剤
	(8) 4-アルキルシクロヘキシル-4'-シアノビフェニル及びこれを含有する製剤
	(9) 5-(4-アルキルフェニル)-2-(4-シアノフェニル)ピリミジン及びこれを含有する製剤
	(10) 4-アルコキシ-4'-シアノビフェニル及びこれを含有する製剤
	(11) 4-イソプロピルベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
	(12) (E)-ウンデカ-9-エンニトリル、(Z)-ウンデカ-9-エンニトリル及びウンデカ-10-エンニトリルの混合物 ((E)-ウンデカ-9-エンニトリル 45%以上 55%以下を含有し、(Z)-ウンデカ-9-エンニトリル 23%以上 33%以下を含有し、かつ、ウンデカ-10-エンニトリル 10%以上 20%以下を含有するものに限る。) 及びこれを含有する製剤
	(13) 4-[トランス-4-(トランス-4-エチルシクロヘキシル)シクロヘキシル]ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
	(14) 4-[5-(トランス-4-エチルシクロヘキシル)-2-ピリミジニル]ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤